

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第12-91号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表</b>			<b>別表</b>		
機 関		職	機 関		職
(略)			(略)		
本庁以 外の機 関	(略)		本庁以 外の機 関	(略)	
	大阪事務所	所長 <u>副所長</u>		大阪事務所	所長
	(略)			(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。